

廃棄物・リサイクル対策について

資料4

「循環型社会形成推進基本計画」の見直しについて

【1】経緯

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）においては、

- ① 循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という）を策定すること
- ② 中央環境審議会は循環基本計画策定のための具体的な指針について意見を述べること
- ③ ②の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聴いて循環基本計画の案を作成し、閣議の決定及び国会への報告を行うこと
- ④ おおむね5年ごとに循環基本計画を見直すことが規定されている。

平成15年3月の閣議決定から今年で5年目にあたることから、中央環境審議会循環型社会計画部会（部会長：武内和彦東京大学教授）において見直しに向けた検討を本年7月に開始し、8月に新計画の指針が取りまとめられた。

【2】指針の主な内容

- 基本的な方針として、第3次環境基本計画（平成18年閣議決定）の循環型社会関連部分を基本としつつ、6月に閣議決定された21世紀環境立国戦略や過去3回の循環基本計画の点検結果の内容を十分踏まえることとされた。
- また、特に重点的に検討すべき項目として、以下の点が挙げられている。
 - ① 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合的な展開を進めるため、地球温暖化対策等の取組との連携を強化すること
 - ② 望ましい循環型社会の姿を定量的に明確にし、必要があれば新たな補助指標の導入等を行うこと
 - ③ 地域循環圏について議論を深め、循環型の地域づくりや3Rの国民運動の展開を推進する施策を検討すること
 - ④ 国際的な視点から、3Rの推進に関する我が国の主導的な役割や、東アジアにおける適切な資源循環のための施策を検討すること

【3】今後の予定

- 来年3月頃の新循環基本計画とりまとめに向けて、今月北九州で行われた「3R推進全国大会」や、来月つくばで行われる「廃棄物学会研究発表会」との同時開催なども含め、幅広く審議を行っていく予定。

3Rの国際的な推進

G8プロセスにおける3Rイニシアティブの推進

3Rイニシアティブとは、グローバルな視点から廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を通じて循環型社会を目指す取組

2004年

6月 G8シーアイランドサミット（米国）

小泉首相が3Rイニシアティブを提案し、各国首脳が3R行動計画に合意。

2005年

4月 3Rイニシアティブ閣僚会合（東京）

20ヶ国の閣僚・国際機関代表が参加し、3Rの国際的な推進について合意。

3Rの取組
を推進

7月 G8グレンイーグルズサミット（英国）

3R閣僚会合の成果を小泉首相より報告。

2006年

3月 3R高級事務レベル会合（東京）

20ヶ国・国際機関の部局長級が参加し、国内及び国際的な3Rの推進を議論。

7月 G8サンクトペテルブルグサミット（ロシア）

3R推進のために、G8各国は資源生産性を考慮した目標設定に合意。

10月 アジア3R推進会議（日本）

2007年

9月 物質フロー会計に関するOECDワークショップ（東京）

10月 3R高級事務レベル会合（ドイツ）

3Rに関するG8としての今後の取組について意見交換。今後、来年の我が国におけるG8環境大臣会合で合意することを念頭に、今回の会合での議論をもとに、我が国から具体的な提案を行い、検討を進めていくこととされた。

2008年

G8環境大臣会合（神戸）

G8北海道洞爺湖サミット

3Rのさらなる
推進方策
を提案へ

今後、平成20年に日本で開催するG8サミットを目指して、引き続き国際的なりーダーシップを發揮していく。具体的には、

- ・3Rイニシアティブの成果をとりまとめ、G8として新たな行動計画への合意を目指す。
- ・その際、我が国としては、アジア諸国とも会合を持ち、地域の意見をG8の議論に反映するよう務める。
- ・G8環境大臣会合に先立ち、3Rに関する日本の行動計画である「ゴミゼロ国際化行動計画」を見直し、新たな計画を策定する。

各種リサイクル法の見直し

【1】家電リサイクル法

(背景・経緯)

法で定める見直し時期を迎えたことから、昨年6月より中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に家電リサイクル制度評価検討小委員会（委員長：細田衛士 慶應義塾大学経済学部教授）を設置し、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループとの合同会合において、審議いただいている。

今年7月の「議論の中間的整理」に掲げられた課題について、7月以降審議を重ねてきたところであるが、こうした議論を踏まえ、10月30日の合同会合において、取りまとめに向けて審議を行った。

今後、更に審議を進め、成案を得る。

(「議論の中間的整理」の構成)

1. 施行後の現状認識

- (1) 使用済家電のフローについて
- (2) 家電リサイクルプラントにおける処理について
- (3) 家電リサイクル法の社会的費用と便益について

2. 家電リサイクルシステムの見直しに向けた論点

- (1) 約半数の排出家電が家電リサイクル法ルート以外で取り扱われている点について
- (2) 不法投棄の継続的な発生
- (3) 収集運搬の更なる効率化の必要性
- (4) リサイクル料金及びリサイクルコストの課題
- (5) その他の課題

【2】建設リサイクル法

本年5月に法で定める施行状況の検討時期を迎えたことから、中央環境審議会廃棄物リサイクル部会に建設リサイクル専門委員会を設置し、第一回の審議を10月15日に行い、検討を開始したところである。次回より国土交通省の審議会である社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会と合同で審議を行う予定である。

